

監査報告書

令和5年5月26日

準学校法人古藤学園
理事会・評議員会 御中

準学校法人 古藤学園

監事 蓮見政



監事 山本憲



私達は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、準学校法人古藤学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の、学校法人の業務又は財産の状況について監査を行った結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上